



2023年12月号

JA全農福島 肥料農薬部

技術情報だより

Vol.8

除草剤の分類

農作業を大きく支えている「除草剤」には、農薬として使用してできるものと、農薬として使用できないものとの存在します。

農薬として使用できない除草剤は、農作物や芝、花き等の栽培管理されている場所で使用してしまいますと、農薬

農薬として使用するじょうぶが

できない除草剤って？

取締法違反となってしまう取締法違反となってしまう

☑農薬使用できる除草剤

農作物や人、環境への影響を評価し問題ないと判断され、**農林水産省に登録されたもの**（農林水産省登録第〇号と登録番号がある）。

☒農薬使用できない除草剤

影響評価がされていないため、栽培や管理している植物がない場所（道路、駐車場など）でのみ使用できる、**農薬登録がされていないもの**。

植栽地を除く除草剤

じょうぶ？

農薬使用できる除草剤の中には、「植栽地を除く樹木等の周辺地」で登録を取っているものがあります。

植栽地とは？

畑や家庭菜園、花壇等の植物を栽培、又は、植付予定の場所を指します。

植栽地を除く除草剤は、畑だけでなく**花壇や家庭菜園でも使用できません**。また、登録ラベル適用作物が「樹木等」、適用場所が「公園、庭園、堤とう、駐車場、道路、運動場、宅地、のり面等」となっておりますが、**直接樹木等に散布することはできない**のでご注意ください（樹木等の周辺のみです）。

購入・使用時のポイント

ポイント

最初にも述べましたが、農薬使用できない除草剤を、農作物等の栽培・管理のために使用することは、農薬取締法で禁止されています。

また、除草剤の販売場所の中には、「非農耕地専用」などの表示がされている場合があります。農薬使用できない除草剤と植栽地を除く除草剤の判別がつかず、公園や緑地等の植栽管理に用いることができ

ると誤解を与える事例が発生しています。農薬使用できない除草剤は、公園や緑地等の植栽管理に使用することはできませんので、ご注意ください。

農地やご自宅等の除草のために除草剤を購入するときは、次のポイントをよく確認してから購入・使用してください。

【購入・使用時のポイント】

畑や家庭菜園等の植栽地やその周辺で使用しますか？

Yes

農薬(農地用除草剤)のみ

- 登録番号があるか確認
- ラベルに栽培作物の登録があるか確認
- ラベル表記の「使用時期・使用量・使用回数」を遵守



街路樹や庭木等の栽培管理されている樹木等で使用しますか？

Yes

農薬(植栽地を除く除草剤)でも可※

- 登録番号があるか確認
- ラベルの適用場所に「公園、庭園、～のり面等」の表記があるか確認
- ラベルの使用方法に「植栽地を除く～」とあるか確認
- ラベル表記の「使用時期・使用量・使用回数」を遵守

周りに管理されている植物がない家の周囲や駐車場等で使用しますか？

Yes

農薬使用できない除草剤でも可※

- 登録番号がない
- ラベル表記がない
- 「農薬として使用できない」旨の表記がある
- 使用方法、注意事項を参照の上使用

※農地用除草剤のほとんどは、植栽地を除く場面でも、管理されている植物が無い場合でも使用できます。

除草剤の分類と違いについて

分類	農業使用できる除草剤		農業使用できない除草剤																																			
適用場所	農地用除草剤	植栽地を除く除草剤																																				
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産省登録第〇号と登録番号がある 農作物や植栽地での使用が可能 作物ごとに使用方法や時期を登録（ラベルに記載） 適用場所の表記基本なし 	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産省登録第〇号と登録番号がある 植栽地を除く樹木等の周辺地でのみ使用可能 花壇や家庭菜園での使用は不可。 適用場所が「公園、庭園、堤とう、駐車場、道路、運動場、宅地、のり面等」 	<ul style="list-style-type: none"> 農業登録番号がない 「農業として使用することができない」旨が記載 使用方法のラベルが無い 畑、花壇等だけでなく、管理してる植物がある場所では使用できない。 																																			
使用可能場所	農地：○ 植栽地を除いた周辺：○ 管理植物が無い場所：○	農地：× 植栽地を除いた周辺：○ 管理植物が無い場所：○	農地：× 植栽地を除いた周辺：× 管理植物が無い場所：○																																			
農地：作物ごとの畑等、 植栽地を除いた周辺 ：公園、道路等の管理された樹木等の周辺(直接はNG)、 管理植物が無い場所 ：家周辺、駐車場、道路等																																						
ラベル(容器裏面)	 <p>登録番号あり</p> <table border="1"> <caption>適用雑草と使用方法</caption> <thead> <tr> <th>作物名</th> <th>適用場所</th> <th>使用時期*</th> <th>使用量</th> <th>希釈水量 (L)</th> <th>本剤</th> <th>総使用回数*</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>しそ</td> <td>---</td> <td>14日 (畦間処理)</td> <td>---</td> <td>---</td> <td>---</td> <td>---</td> </tr> <tr> <td>みょうが(花穂)</td> <td>---</td> <td>14日 (萌芽前又は畦間処理)</td> <td>---</td> <td>---</td> <td>---</td> <td>---</td> </tr> <tr> <td>みょうが(莖葉)</td> <td>---</td> <td>みょうが(花穂)の収穫14日前までに、花穂を収穫しない場合にあっては開花前終了まで(開花前は花穂処理)</td> <td>---</td> <td>300~500</td> <td>---</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>水田作物</td> <td>---</td> <td>---</td> <td>---</td> <td>100~150</td> <td>---</td> <td>1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>基本適用場所なし ※水田畦畔、水田刈跡、植栽地を除く場合等一部は掲載がある。</p>	作物名	適用場所	使用時期*	使用量	希釈水量 (L)	本剤	総使用回数*	しそ	---	14日 (畦間処理)	---	---	---	---	みょうが(花穂)	---	14日 (萌芽前又は畦間処理)	---	---	---	---	みょうが(莖葉)	---	みょうが(花穂)の収穫14日前までに、花穂を収穫しない場合にあっては開花前終了まで(開花前は花穂処理)	---	300~500	---	2回	水田作物	---	---	---	100~150	---	1回	 <p>登録番号あり</p> <p>適用場所： 公園、庭園、堤とう、駐車場、道路、鉄道、運動場、宅地、のり面等</p> <p>使用方法： 植栽地を除く樹木等の周辺地に雑草茎葉散布</p>	 <p>登録番号なし 農業として使用できない旨</p>
作物名	適用場所	使用時期*	使用量	希釈水量 (L)	本剤	総使用回数*																																
しそ	---	14日 (畦間処理)	---	---	---	---																																
みょうが(花穂)	---	14日 (萌芽前又は畦間処理)	---	---	---	---																																
みょうが(莖葉)	---	みょうが(花穂)の収穫14日前までに、花穂を収穫しない場合にあっては開花前終了まで(開花前は花穂処理)	---	300~500	---	2回																																
水田作物	---	---	---	100~150	---	1回																																
販売場所	JA等	ホームセンター等	100円ショップ等																																			

農業についてのお問い合わせは**お近くのJA**まで！